

議案第124号

藤岡市職員の退職手当に関する条例等の一部改正について

藤岡市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成29年12月13日提出

平成29年12月13日可決

藤岡市長 新井利明

藤岡市条例第 号

藤岡市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(藤岡市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 藤岡市職員の退職手当に関する条例(昭和29年条例第38号)の一部を次のように改正する。

附則第5項中「100分の87」を「100分の83.7」に改める。

(藤岡市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 藤岡市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和48年条例第39号)の一部を次のように改正する。

附則第5項中「100分の87」を「100分の83.7」に改める。

(藤岡市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 藤岡市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成18年条例第2号)の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項中「100分の87」を「100分の83.7」に、「104分の87」を「104分の83.7」に改める。

附 則

この条例は、平成30年1月1日から施行する。